

2023年 新人議員特別セミナー報告書

日時 2023年4月25日
場所 茨川市民会館会議室
講師 高沖 英宣氏
報告者 日本共産党茨川市議団

報告書

「議会の資質向上と議会運営の基本」と題して、講演が行われた。

1. 議会の役割・機能

○憲法93条 議事機関として議会を設置する。
審議する、熟議する機関

※住民の代表機関であり、議決機関である。議会は、いかに「民意」を反映することが重要。

○議決機関としての議会の権能

地方自治法（第96条第1項）の議決権が基本的で本質的
条例の制定や予算（承認）決算（認定）の議決

※議決によって自治体意思が決定される→団体意思の決定機能

○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能
憲法上「二元代表制」が要請されている。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う
議会の重要な権能であると位置づけられている。

※市民の代表としての監視機能の行使が必要である。

○議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。
議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、専門的事項に
係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等

※議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の自己
決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求めら
れているが、茨川市でも、議会集団として、政策形成機能を発揮してい
くことが、大事ではないかと思う。

※議会基本条例の制定や、一般質問を「議員の」から「議会の」へ転換。